

## 後期高齢者医療

# 保険料の軽減と言いますが…。

**収入が同じ  
世帯でも**

## 保険料で 13倍の差

保険料徴収は個人、軽減は世帯単位(基準所得)だから矛盾が発生

### ■現行制度

	年金収入	収入合計	軽減	所得割額	均等割額	年間保険料	保険料計
Aさん夫	2,600,000	3,020,000	なし	73,295	38,175	111,470	149,645
Aさん妻	420,000		なし	0	38,175	38,175	
Bさん夫	1,520,000	3,020,000	均等7割	0	11,453	11,453	22,906
Bさん妻	1,500,000		均等7割	0	11,453	11,453	
Cさん夫	2,600,000	2,600,000	なし	73,295	38,175	111,470	149,645
Cさん妻	0		なし	0	38,175	38,175	

### ■見直し後

	年金収入	収入合計	軽減	所得割額	均等割額	年間保険料	保険料計
Bさん夫	1,520,000	3,020,000	均等8.5割	0	5,726	5,726	11,452
Bさん妻	1,500,000		均等8.5割	0	5,726	5,726	

※Cさん夫婦はBさん夫婦よりも年金収入合計が少ないのに、保険料は13倍にもなります。

後期高齢者医療制度の保険料は、無年金の人も含めて全員が支払う「均等割」と、所得に応じて支払う「所得割」の合算で決まります。低所得の世帯には、7割、5割、2割の負担軽減があります。政府の今回の「見直し」は、最大9割に拡大(来年4月から)、当面経過措置として、現在7割軽減の対象者を、8.5割に拡大するというものです。

滋賀県の場合、均等割は、38175円。上表のように、Bさん夫婦のように、夫婦ともに153万円以下の年金収入なら、軽減対象となりますが、Aさん夫婦のように、世帯で同一の収入があっても、「軽減」が受けられないために、現行の7割軽減でも、年間保険料負担は、6.5倍の差があります。8.5割軽減で試算すると、13倍もの差になると、13倍もの差になるといって制度の矛盾があります。

これは、保険料はすべて「個人」から徴収、ところが軽減算定の基礎所得は「世帯」となっていることが原因です。今回保険料の一部を下げて、2年ごとの見直しで際限なく保険料を上げていくという仕組みが、変わらないうえに、さらに格差は拡大し、保険料が納められない事態も生じかねません。

政府の「見直し」  
**軽減対象は3割以下**

制度発足直後から大きな怒りの声があがっている後期高齢者医療制度。政府が示した「見直し」のひとつが、低所得者の保険料負担の軽減ですが、保険料を支払うのは個人なのに、軽減算定の基礎所得は世帯となっているために、実際に軽減を受ける人は3割以下ともいわれています。さらにそのために同一収入世帯であっても13倍もの差になる矛盾が明らかになりました。



## 9月定例市議会日程(予定)

8月29日～9月22日

8月29日から開催されます。ご意見・ご要望をお寄せください

8月29日(金)	本会議(議案提案)	12日(金)	常任委員会(議案審議)
9月4日(木)	本会議(議案質疑、一般質問)	16日(火)	常任委員会(議案審議)
5日(金)	本会議(一般質問)	17日(水)	常任委員会(議案審議)
8日(月)	本会議(一般質問)	18日(木)	常任委員会(議案審議)
10日(水)	常任委員会(議案審議)	22日(月)	本会議(議案討論、採決)
11日(木)	常任委員会(議案審議)		(午前9時からです。22日のみ午後1時)

**やす民報**

日本共産党野洲市委員会  
2008年8月24日 149

暮らしのご相談・要望  
お寄せください

市議員 小菅六雄 (電話・FAX) 589-4971  
(メール) shgdy177@ybb.ne.jp (ホームページ) http://www.yasusigi.net/~kosuga/  
市議員 野並享子 (電話) 587-0985 (FAX) 586-1102  
(メール) no73kyo\_ko@ybb.ne.jp (ホームページ) http://www.yasusigi.net/~nonami/